

# 高速道路における 施工管理業務の概要

2019年1月17日

あなたに、ベスト・ウェイ。



## 目 次

1. 当社の工事管理と施工管理員の役割
2. コンプライアンスの遵守及び機密の保持
3. これからの工事管理のありかた

# 1. 当社の工事管理と施工管理員の役割

## ◆NEXCO東日本の工事管理とは

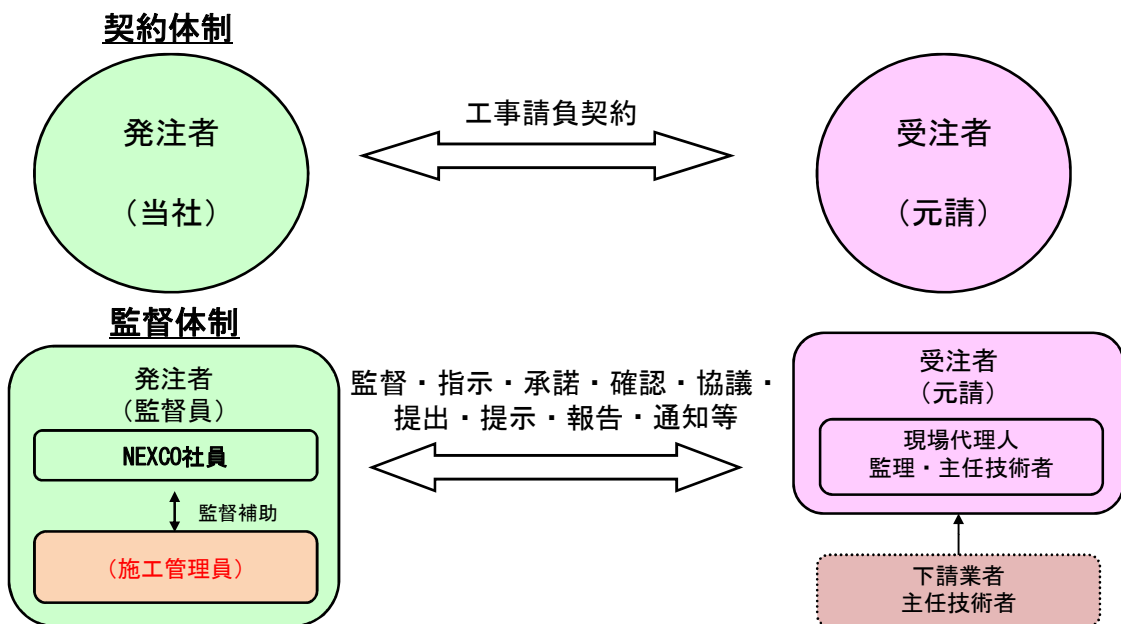
○:工事管理要素



トレードオフの関係にある要素を  
統括的にマネジメント

# 1. 当社の工事管理と施工管理員の役割

## ◆契約体制と監督体制の概念図



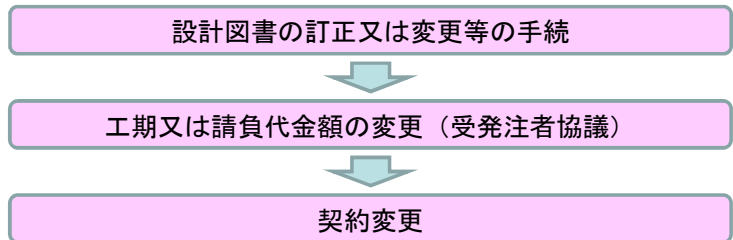
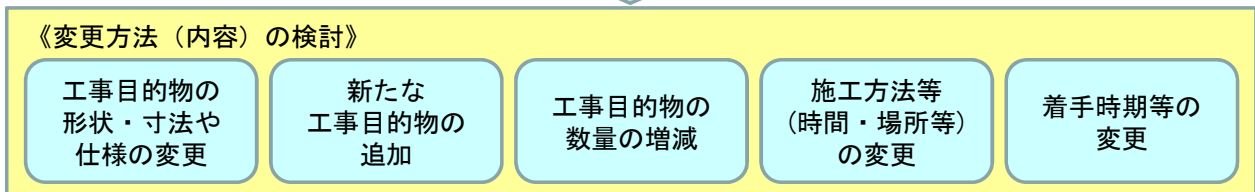
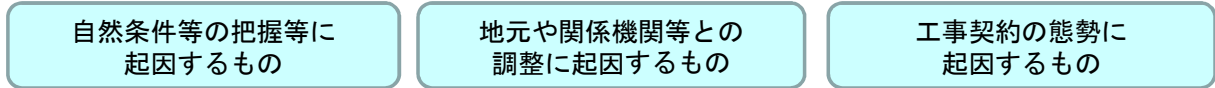
# 1. 当社の工事管理と施工管理員の役割



## ◆ 監督と工事管理

建設工事は、「単品受注生産」であり、個別の現場毎に仕様が異なる。  
そのため、様々な変更要因が潜んでいる場合が多く、臨機な対応が求められる。

《変更要因》

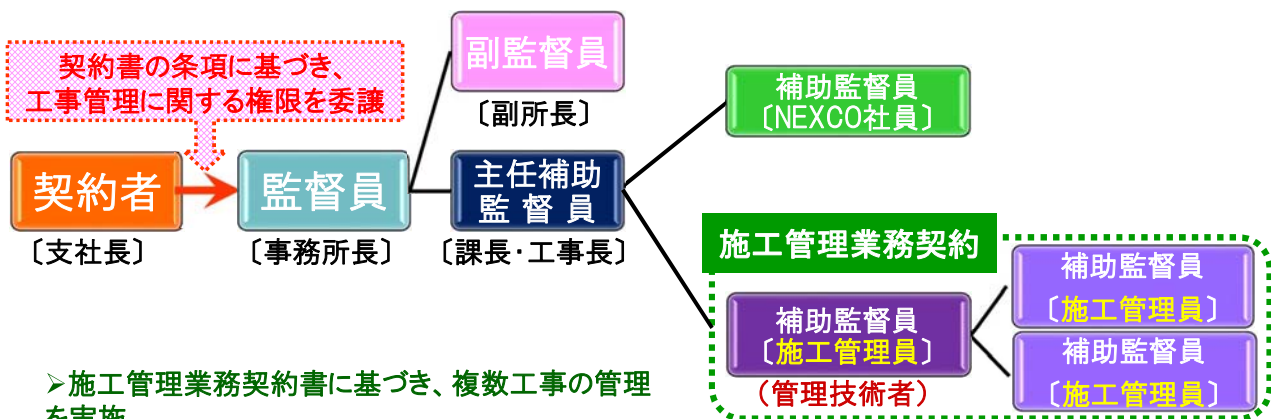


# 1. 当社の工事管理と施工管理員の役割



## ◆ 高速道路会社の監督体制

➢ 施工管理業務は、請負契約書・各種要領・技術基準に則り、現場における品質管理、出来形管理等の業務を、管理技術者のもと自主的に業務実施するもの。



➢ 施工管理業務契約書に基づき、複数工事の管理を実施

➢ 監督員からの指示は管理技術者へ  
(管理員会社への指示)

➢ 第三者から別の会社と認識できることが必要



# 1. 当社の工事管理と施工管理員の役割



## ◆ 施工管理業務の主な内容

段階	内容
調査・設計	調査・設計の補助
工事発注	図面・数量のとりまとめ
	積算補助
工事管理	工法変更簿・新単価作成補助
	安全管理
	施工状況の確認及び検査・立会
	数量の検測
	品質管理

※ 詳細は、施工管理業務共通仕様書で規定



# 1. 当社の工事管理と施工管理員の役割



## ◆ 施工管理業務の実施状況(イメージ)



## 2. コンプライアンスの遵守及び機密の保持



施工管理業務の受注者及び施工管理員は、機密情報に触れることはないが、NEXCO社内で業務を履行することからコンプライアンスの保持に十分留意することが必要

### 入札談合等関与行為(2条5項)



①談合の明示的な指示

②受注者に関する意向の表明

③発注に関する秘密情報の漏洩

④特定の談合の幫助

(入札談合等関与行為とは)

国等の役職員が、入札等により行う契約締結に関し、入札談合等に関与する行為で、次のいずれかに該当するもの

一 事業者又は事業者団体に入札談合等を行わせること。

具体例：事業者等に、事業者毎の年間受注目標額を提示し、調整を指示すること

二 契約の相手方となるべき者をあらかじめ指名することその他特定の者を契約の相手方となるべき者として希望する旨の意向をあらかじめ教示し、又は示唆すること。

具体例：事業者等に受注者を指名、あるいは受注を希望する業者名を教示すること

## 2. コンプライアンスの遵守及び機密の保持



三 入札又は契約に関する情報のうち特定の事業者又は事業者団体が知ることによりこれらの者が入札談合等を行うことが容易となる情報であって秘密として管理されているものを、特定の者に対して教示し、又は示唆すること。

秘密情報具体例：

①契約制限価格等の積算情報

⑤発注見通しとして公表していない詳細情報

②質問に答える等により契約制限価格の範囲を示唆

⑥技術評価の基準

③申請者や指名業者情報

等々

④内部審査基準などの非公開情報

四 特定の入札談合等に関し、事業者、事業者団体その他の者の明示若しくは黙示の依頼を受け、又はこれらの者に自ら働きかけ、かつ、当該入札談合等を容易にする目的で、職務に反し、入札に参加する者として特定の者を指名し、又はその他の方法により、入札談合等を幫助すること。

具体行為例：

①特定の事業者を指名選定する

②落札予定者を選定した割付表を見せられて承認する。

③事業者の要請により工事を分割発注したり、発注基準額の引き下げや発注方法の変更を行う。



## 2. コンプライアンスの遵守及び機密の保持



### 公正取引委員会の改善措置の要求(3条1項)

公正取引委員会は、発注機関の職員に入札談合等関与行為があると認めるときは、発注機関の長に対し入札及び契約に関する改善措置を講ずることを求めることができる。

### 発注機関の回答義務(3条6項)

公正取引委員会から改善措置を求められた発注機関の長は、必要な調査を行い、改善措置の内容を公表するとともに、公正取引委員会に通知しなければならない。

### 職員に対する損害賠償の請求(4条5項)

発注機関の長は、入札談合等関与行為によって、当該行為を行った職員が故意又は重大な過失により、発注機関に損害を与えたと認めるときは、損害賠償を求めなければならない。

### 職員の懲戒事由の調査(5条1項)

発注機関の長は、入札談合等関与行為を行った職員に対し、懲戒処分をすることができるかどうかについて、必要な調査を行わなければならない。

### 職員による入札等の妨害(8条)

職員が、その所属する国等が入札等により行う売買、貸借、請負その他の契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格その他の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行ったときは、5年以下の懲役又は250万円以下の罰金に処する。



## 2. コンプライアンスの遵守及び機密の保持



### <コンプライアンス保持の教育及び報告>

#### ◆コンプライアンス保持の教育

- 受注者は、管理員の参加によりコンプライアンスの保持に関する研修・教育を年1回以上実施するものとする。
- コンプライアンスの遵守に関する研修・教育等の具体的な計画を作成し、監督員が求めた場合には提出するものとする。



## 2. コンプライアンスの遵守及び機密の保持



### <ネットワーク等へのアクセス権限とパソコンの動作記録>

#### ▶ ネットワーク等のアクセス権限

- 施工管理業務におけるNEXCO内部のネットワークのアクセス権限は、各社の規定による。

#### ▶ パソコンの動作記録

- 貸与パソコンの動作記録が保存されている。

### <業務の独立性と労務管理>

#### ▶ 施工管理業務の独立性の確保

- 施工管理業務は「準委任契約」として履行する場合、労務管理上の独立性と事業経営上の独立性が必要である。



## 2. コンプライアンスの遵守及び機密の保持



### 【参考】「請負契約(準委任契約)」と「派遣契約」

#### 請負契約

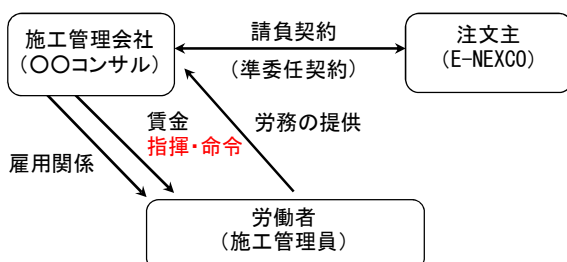
請負とは、労働の結果としての仕事の完成を目的とするもの(民法第632条)

#### 準委任契約

準委任とは、法律行為以外の事務の委託(民法第656条)をするもの。

※労働者派遣との違いは、請負及び準委任には、注文主と労働者との間に指揮命令関係を生じない、という点にある

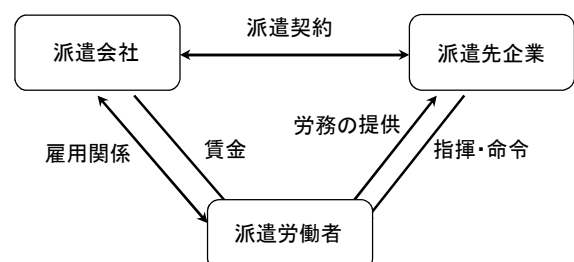
#### <請負契約(準委任契約)の概念図>



#### 派遣契約

労働者派遣事業とは、派遣元事業主が自己の雇用する労働者を、派遣先の指揮命令を受けて、この派遣先のために労働に従事させることを業として行うこと

#### <派遣契約の概念図>



## 2. コンプライアンスの遵守及び機密の保持

### 【参考】「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」

(S61、H24最終改正 厚生労働省告示) ※準委任契約の場合も適用

要件		具体的内容
労働者 管理上 の 独立性	労働管理上の独立性	労働者に対する業務の遂行方法に関する指示その他の管理を自ら行うこと。 労働者の業務の遂行に関する評価等に係る指示その他の管理を自ら行うこと。
	労働時間管理上の独立性	労働者の始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇等に関する指示その他の管理を自ら行うこと。 労働者の労働時間を延長する場合又は労働者を休日に労働させる場合における指示その他の管理を自ら行うこと
	秩序の維持、確保、人事管理上の独立性	労働者の服務上の規律に関する事項についての指示その他の管理を自ら行うこと。 労働者の配置等の決定及び変更を自ら行うこと。
事業 経営上 の 独立性	経理上の独立性	業務の処理に要する資金につき、すべて自らの責任の下に調達し、かつ、支弁すること。
	法律上の独立性	業務の処理について、民法、商法その他の法律に規定された事業主としてのすべての責任を負うこと。
	業務上の独立性	自己の責任と負担で準備し、調達する機械、設備若しくは器材又は材料若しくは資材により、業務を処理すること。 自ら行う企画又は自己の有する専門的な技術若しくは経験に基づいて、業務を処理すること。

## 3. これからの工事管理のありかた（建設業における働き方改革）

### ◆2017年3月28日「働き方改革実現会議」

- 従来では時間外労働規制の適用除外となっていた建設業についても、**改正労働基準法施行の5年後に、罰則付き上限規制の一般則を適用する「働き方改革実行計画」**が策定された。
- 「働き方改革実行計画」においては、下記の取組みが建設業における今後の取組みとして示された
  - ① **適正な工期設定、適切な賃金水準の確保、週休2日の推進**等に向け、発注者を含めた関係者で構成する協議会を設置
  - ② 制度的な対応を含め、時間外労働規制の適用に向けた必要な環境整備を進め、あわせて業界等の取組みを支援
  - ③ **技術者・技能労働者の確保・育成やその活用**を図るための、制度的な対応を含めた取組み
  - ④ 施工時期の平準化、全面的なICTの活用、書類の簡素化、中小建設企業への支援等による生産性の向上

### ◆ 労働基準法の改正に向けた予定

- 2017年度(H29)：改正法案の策定
- 2018年度(H30)：改正法案の国会等審議(H30.6.29可決・成立)、改正法の交付(平成30年7月6日)
- 2019年度(H31)：改正法の施行
- 2019年度(H31)～2023年度(H35)：建設業の猶予期間